

平成 25 年 1 月 11 日

環境省福島環境再生事務所
所長 大村 卓 様

前田・鴻池・大日本土木特定建設工事共同企業体
現場代理人 [REDACTED]

報告書

平成 25 年 1 月 7 日に貴省より報告の命を受けた事項について、調査した結果を下記のとおりご報告いたします。

御査収のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 本事案の経過について

前田・鴻池・大日本土木特定建設工事共同企業体（以下、「本JV」という。）が環境省より受注した「平成 24 年度楢葉町除染等工事」請負契約に基づいて、楢葉町の除染作業を実施したものです。かかる作業のうち、平成 24 年 12 月 17 日に行った個人宅のベランダにおける洗浄作業、平成 24 年 10 月から同年 11 月までに行った除染作業及び現場作業員の就労形態が各報道機関の報道により問題となったものです。

2 調査方法について

前述 1 の経緯及び後述 3 の貴省による指摘事項に関する調査方法は、次のとおりです。

(1) 調査実施者

前田・鴻池・大日本土木特定建設工事共同企業体 楢葉町除染作業所
(所長) [REDACTED] (副所長) [REDACTED]

(2) 調査時期

平成 24 年 12 月 25 日～平成 25 年 1 月 10 日

(3) 調査対象者

本JV職員

(課長) [REDACTED] (主任) [REDACTED]

(副主任) [REDACTED]

下請業者

有限会社松建工業

(職長) [REDACTED] (作業員) [REDACTED]

有限会社ユタカ建設 代表取締役 [REDACTED]

株式会社藤建 代表取締役 [REDACTED]

(4) 調査方法

現地調査及び面談

(5) 調査場所

①楳葉町女平地区

②楳葉町下小塙地区

③本JV作業所（業者への聞き取り）

3 指摘事項及び調査要請事項の確認について

(1) 不法投棄の事実関係

①本JVの調査では、現時点において不法投棄の事実は判明していない。

②具体的には、平成24年10月下旬から同年11月末までに本JV担当工区内の女平地区で行われた除染作業について、作業を指示したJV職員に聞き取りを行ったところ、一部で報道された作業員に対する投棄の指示またはこれを容認した事実は判明していない。

③報道されている投棄されたネット及び枯葉等について、本JVが行った平成24年12月25日以降の調査でも該当する事実は確認されていない。

④以上のとおり、本JVの現時点までの調査では、不法投棄に関する事実は確認されていない。

(2) 高圧洗浄の事実関係

①本JVの調査では、既に報告のとおり1件の高圧洗浄の事実が判明している。

②具体的には、平成24年12月17日に、下小塙地区内の個人住宅の2階ベランダにおいて、まず、適切な作業手順にしたがつたふき取りによる通常の除染作業を完了させた。

その後、現場の作業員が地権者より同ベランダの高圧洗浄を依頼されて、ベランダにのみ高圧洗浄作業を実施している。

なお、かかる作業が実施されたのは現場の作業員が地権者より親切にされたこと、及び複数回の依頼を受けたことから、断れなかつたものと報告を受けている。

③かかる通常の除染作業終了後の高圧洗浄は、数分程度のものであり、比較的少量の水を使用して行われたものである。

ただし、屋根及び壁に対しては通常の除染作業を行ったのみで、高圧洗浄作業は実施されていない。

この際、作業で使用した水の一部がベランダ先端の溝より堅樋を通して裏庭に流出

したものと推測される。

④上記の異例の作業は、JV職員が現場を確認したときには作業が完了していたため、作業員に確認したところ高圧洗浄実施を告げられたことから、同日の夕方に作業指揮者から事情を聞きとり、同指揮者に指導を行ったものである。

(3) 違法派遣・特殊手当の未払いの事実関係

①本JVの調査により、標記の事実が確認されないことが判明している。

②本JVでは特殊勤務手当の支払いを契約内容に含んだ雇用契約書を作業員から提出させており、手当未払いの事実はないと認識している。

なお、特殊手当未払いの申出があった者については、手当の一部を金銭消費貸借債務にあてたことによる誤解であることを労働基準監督署に報告済みである。

③本JVでは重層下請の使用に制限を設けており、二次下請負業者に対する個別の聞き取り調査でも違法な派遣作業員の受入れは行っていないとの報告を受けている。

(4) その他の事実

本JVがJV職員の全工区長及び全作業指揮者に対して聞き取りをした結果、上記のほか作業内容に関して特段の問題事例は一切判明していない。

4 今後の対応について

上記3で事実の存在が確認された事項及び確認されなかつた事項について、本JVとして発生することを防ぐため、次の項目を実施します。

- (1) 本JV職員に対して、作業手順・除去物の取扱いの再教育、関係省庁への手順再確認、各種記録の作成・保存の指示を行います。
- (2) 本作業所の作業員に対して、手順書の再教育、作業方法・手順の遵守の徹底、除去物取扱いの再教育を実施します。
- (3) 各工区長が毎日作業終了後に現場の状況を確認、記録（作業状況写真を含む。）を作成、所長・副所長・安全担当・防犯担当が管理記録に記載、異常が発覚した場合は関係省庁に相談の上で検討した対策を実施します。
- (4) 現在、実施している作業指揮者及び作業員に対する教育を上記(2)の教育と併せて実施します。具体的には、作業指揮者に対しては2週間おきの教育を実施し、作業員に対して、平日は継続して毎日再教育を行います。
- (5) 地権者からの個別の高圧洗浄の要請があった場合は、現場の作業員だけで対応せず、本JV職員に連絡して指示を受けた上で対応するよう全作業員に対して通知し、今後も引き続き通知するものとします。
- (6) 環境省を含む関係省庁からの調査要請に対しては、全面的に協力します。
- (7) 本JVにおいて既に設置しているコールセンターの存在を住民に周知し、苦情の申

立てがなされた場合は適切に対応します。

(8) 本件を受けて本社においても調査委員会等を設けて、現場の状況の把握に努めます。

5 その他

各報道機関からの問い合わせについては、本報告書に関する環境省の結果公表後の相当期間は、本報告書の内容について必要な範囲での回答を行う方針としています。

また、回答方法については、原則として本JVのスポンサーである前田建設工業の担当部署が対応するものとしています。

以上

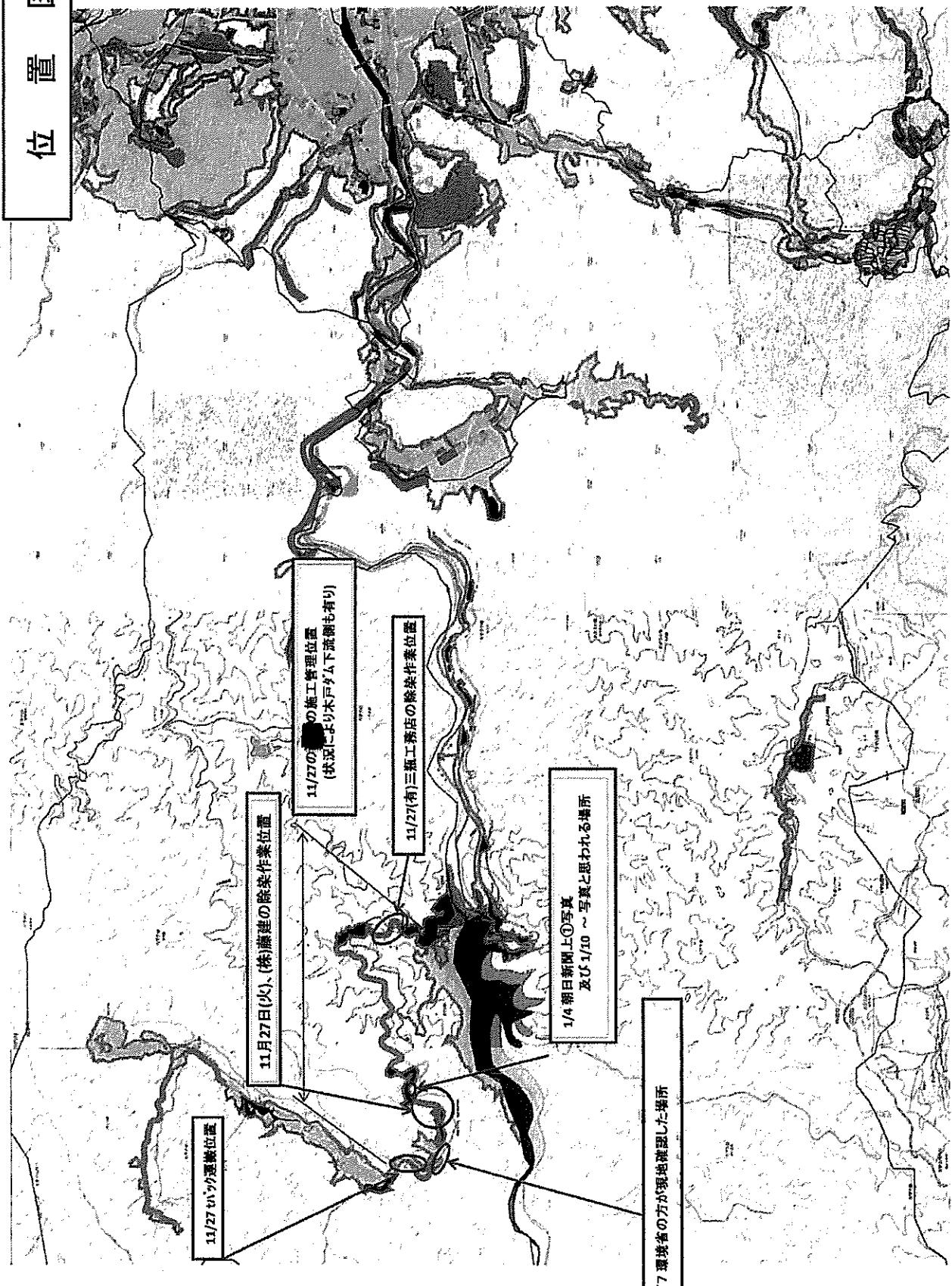
添付資料

1 位置図

2 作業場所及び写真

3 [REDACTED] 邸写真

位置図



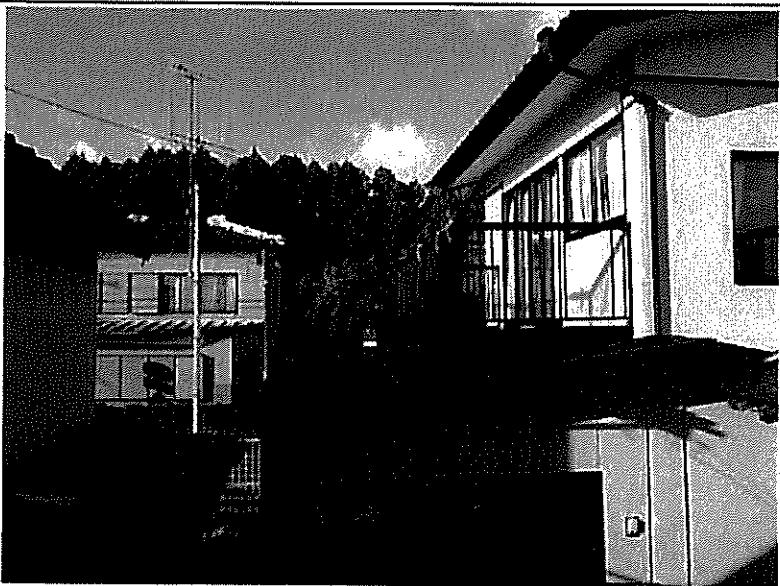
作業場所及び写真

実際は、県道工事で施工した法面防護のネットであり、経年劣化で風により飛んで来たと思われる。

1/10新聞掲載～③と同じ写真と思われる場所

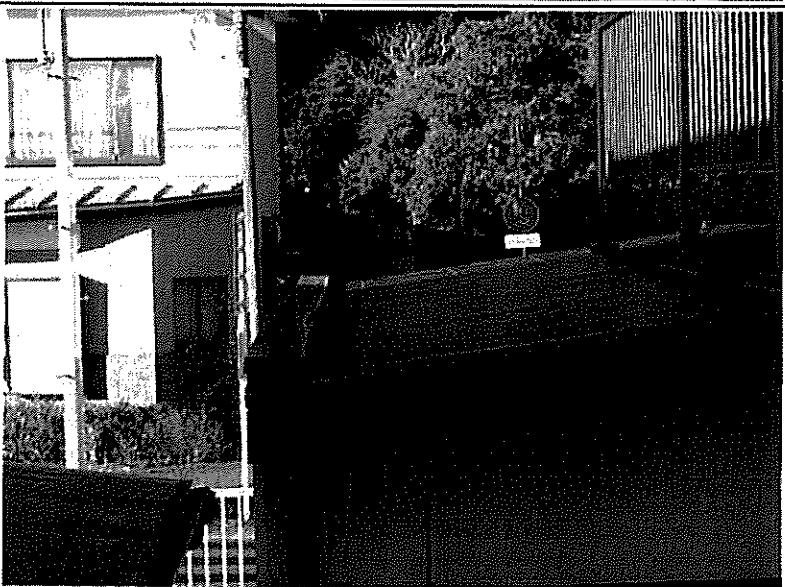
法面防護用のネット

擁壁面及び擁壁下方向



邸

ベランダ全景



ベランダの溝部分と堅樋
(拡大写真)



堅樋の末端部分